

令和5年度 長野県地域防災計画の主な修正内容

【多様な主体と連携した被災者支援】

項目	修正内容	修正理由
○災害中間支援組織の育成・強化	<p>風水害対策編 第2章第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、<u>県・市町村、社会福祉協議会、NPO等</u>が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、<u>社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター）</u>、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 <u>長野県災害時支援ネットワーク等の災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「<u>災害</u>中間支援組織」という。）<u>及び県内外の専門性の高いNPO等</u>との<u>平時からの官民</u>連携体制の構築に努める。</p> <p>5 <u>災害</u>中間支援組織、<u>NPO等</u>との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。</p>	<p>官民連携による被災者支援の強化に向けて、当県の災害中間支援組織である「長野県災害時支援ネットワーク」との協力及びその機能強化、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携等について追記</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ア)</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>(イ)</u> 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、</u>平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、<u>在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、</u>災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>3 ボランティア・<u>NPO等関係団体間の連携</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、</u>ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	

項目	修正内容	修正理由
<p>○災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化</p>	<p><u>イ【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】</u> <u>在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 (2) 実施計画 県（危機管理部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、<u>長野県災害時支援ネットワーク</u>等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p> <p>風水害対策編 第2章第37節 ボランティア活動の環境整備 第3 計画の内容 2 ボランティア活動の環境整備 (2) 実施計画 <u>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</u> <u>(エ) （中略） また、市町村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ【社会福祉協議会が実施する計画】</u> <u>災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。</u></p>	<p>官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担、地域防災計画への記載や協定の締結によるセンター設置予定場所の明確化等について記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備</p>	<p>風水害対策編 第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとり）の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>風水害対策編 第2章第37節 ボランティア活動の環境整備（再掲）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(イ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>「災害ケースマネジメント実施の手引き」（内閣府）が公表されたことを踏まえ、被災者に対するきめ細やかな支援の仕組みの整備、被災者支援のための人材育成制度の整備等について記載</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>風水害対策編 第4章第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	

【県民への情報伝達】

項目	修正内容	修正理由
<p>○長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達</p>	<p>震災対策編 第2章第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する知識</p> <p>震災対策編 第3章第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報(警報・予報)</p> <p>a 緊急地震速報(警報)</p> <p>最大震度5弱以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>の揺れが<u>予想</u>された<u>場合</u>に、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、<u>揺れ</u>により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</p> <p>なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上<u>又は長周期地震動階級4の揺れ</u>が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異</p>	<p>気象庁が発表する緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことを踏まえ、県民に伝達する地震情報に長周期地震動階級を追記</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>b 緊急地震速報（予報）</p> <p>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上 <u>もしくは長周期地震動階級1以上等</u>と<u>予想</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p> <p>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</p> <p><u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報。</u></p> <p><u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分程度で1回発表)。</u></p>	

項目	修正内容	修正理由
<p>○障がい者の情報 取得・意思疎通に 係る施策の推進</p>	<p>風水害対策編 第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】</p> <p><u>(カ) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行を踏まえ、障がい者への情報伝達体制の整備、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備について記載</p>

【その他 ～最近の施策の進展等・関連する法令の改正を踏まえた修正～】

項目	修正内容	修正理由
<p>○被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用</p>	<p>風水害対策編 第2章第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。(中略)</p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>風水害対策編 第4章第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>11 被災者台帳の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する対策】</p> <p>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>内閣府の「クラウド型被災者支援システム」等の施策の進展を踏まえ、被災者台帳の作成等におけるデジタル技術の活用について追記</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策</p>	<p>風水害対策編 第2章第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>	<p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正を踏まえ、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等の防災対策の推進について記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○緊急通行車両標章等交付の制度変更</p>	<p>風水害対策編 第2章第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、<u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>災害発生前の確認を受ける</u>。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、<u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>災害発生前の確認を受ける</u>。</p> <p>4 緊急通行車両等の<u>事前届出</u>の確認</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認</u>を済ませておくものとする。</p>	<p>災害対策基本法施行令等の改正により、指定行政機関等の車両は、災害発生前でも緊急通行車両であることの確認が可能になったことを踏まえ修正</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p>災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認（資料編参照）により緊急通行車両等の事前届出事務の確認を行う。</p> <p>風水害対策編 第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>県及び</u>市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</p> <p>(キ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことを踏まえ修正</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p style="text-align: center;">また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>風水害対策編 第3章第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(中略)</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>風水害対策編 第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	

項目	修正内容	修正理由
	<p style="text-align: center;">また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</p> <p>風水害対策編 第3章第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。（中略）</p> <p>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</p>	